

【キャップ&トレード制度 第三計画期間の削減実績報告（2024年度速報値）】
5年間で約2,643万トンの排出削減（基準年度比）
～第三計画期間も継続して削減対策に取り組み大幅削減を実現～

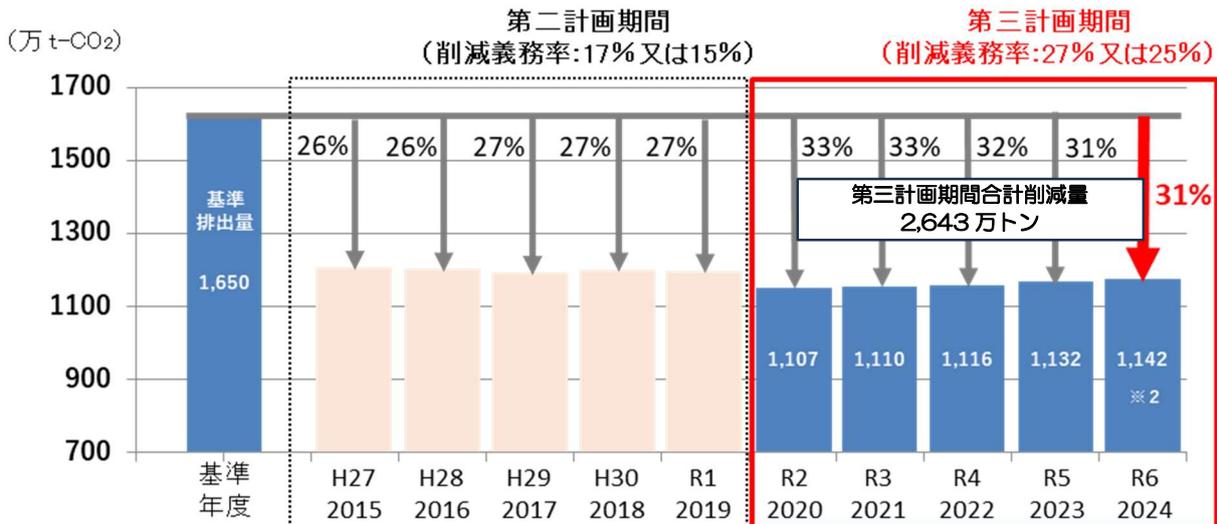
このたび、キャップ&トレード制度の対象事業所の第三計画期間（2020年度～2024年度）の最終年度（令和6（2024）年度）における削減実績を取りまとめましたので、お知らせします。

令和6（2024）年度の対象事業所の排出量は合計1,142万トンで、夏の猛暑や中間期（春・秋）の気温上昇等の影響がある中、省エネ対策の進展及び排出係数の低い電気・熱の利用により、基準排出量^{※1}から**31%削減**を達成しました。第三計画期間の5年間で削減量は約2,643万トンとなり、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較し大幅に削減された水準が維持されています。

都は、第四計画期間（2025年度～2029年度）においても、全ての事業所が義務履行できるよう、引き続き、対象事業所におけるCO₂削減を促進してまいります。

※1 基準排出量は、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値（電気等の排出係数は第三期計画期間の値で算定）

■対象事業所の総CO₂排出量の推移



※2 令和8（2026）年2月10日時点の集計値（電気等の排出係数は第三計画期間の値で算定）

■CO₂排出量の増減要因（2023年度との比較）の例

- （減要因）高効率機器・LED照明等への更新、再生可能エネルギーの利用
- （増要因）インバウンド需要の増加による宿泊施設等の利用者数の増加、夏の猛暑や中間期（春・秋）の気温上昇に伴う空調の需要増

○東京都キャップ&トレード制度とは

都は、平成22（2010）年度から環境確保条例に基づき、大規模事業所に対する「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」を開始しました。

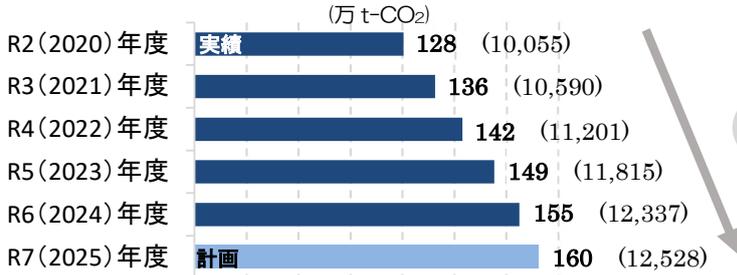
- ・削減義務率：第一計画期間（2010年度～2014年度）8%又は6%、第二計画期間（2015年度～2019年度）17%又は15%、第三計画期間（2020年度～2024年度）27%又は25%
- ・対象事業所：約1,200事業所（年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所）

本件は、「2050東京戦略」を推進する取組です。
戦略20 ゼロエミッション「エネルギー効率の最大化」

〈問合せ先〉 環境局 気候変動対策部 総量削減課 電話 03-5388-3487

➤ 省エネ対策の実施・計画状況の分析

《対象事業所が実施・計画している対策による削減量》



第四計画期間に向け、新たな削減対策が計画されており、今後も削減が進む見込

〈計画書に記載された削減対策〉

※ ()内は対策数
※ 令和8 (2026) 年2月10日時点の集計値

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)
高効率熱源機器の導入	437	149,300
高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入	312	24,679
高効率空調機の導入	460	43,751
高効率パッケージ形空調機の導入	112	9,873
空調機の変风量システムの導入	38	5,626
外気冷房システムの導入	245	22,730
CO ₂ 濃度による外気量制御の導入	120	18,349
全熱交換機の導入	43	4,187
高効率ファンの導入	253	14,889
高効率照明及び省エネ制御の導入	2,829	212,875

熱源・空調・照明の削減対策	件数	削減量 (t)
夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ	101	17,013
ウォーミングアップ制御の導入	25	440
室使用開始時の空調起動時間の適正化	129	9,937
ビルエネルギーマネジメントシステムの導入	39	7,743
デマンドコントローラー	7	6,199
照度条件の緩和	208	12,964
居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯	19	557
エレベーターの省エネ制御の導入	251	7,432
上記以外の対策も含めた合計	12,528	1,595,749

➤ 低炭素電力・熱の利用状況

《義務達成手段の一つとして低炭素電力・熱を選択》

- ・都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者*から電気又は熱を調達した場合に、CO₂削減分として認める仕組みを活用

《令和6 (2024) 年度に低炭素電力・熱を選択した事業所》

種別	低炭素認定供給事業者数	本仕組を活用した事業所	
		事業所数	削減量 (合計)
低炭素電力	19 事業者	135 事業所	約 263,738 t-CO ₂
低炭素熱	49 事業者 (区域)	187 事業所	約 53,752 t-CO ₂

※第三計画期間の供給事業者の認定要件

- [低炭素電力] CO₂排出係数が0.37t-CO₂/千 kWh 以下 (基礎排出係数と調整後排出係数のいずれか低い値)
 - [低炭素熱] 熱のエネルギー効率(COP)が次の値以上、かつ、CO₂排出係数が0.060t-CO₂/GJ 未満
- ①蒸気が含まれている場合 : 0.85 ②蒸気が含まれていない場合 : 0.90

➤ 第三計画期間の義務履行の見通し (参考値)

《令和6 (2024) 年度実績に基づく義務達成事業所割合》

